

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月11日
【会社名】	株式会社コネクトホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長倉 統己
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03) 5439 - 6580 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03) 5439 - 6580 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 長倉 統己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 13,142,400円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 753,142,400円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月16日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

b. 提出者と割当予定先との間の関係

c. 割当予定先の選定理由

g. 割当予定先の実態

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について取締役会の判断の内容

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3. 本件新株予約権の発行による割当先の選定の相当性について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

b. 提出者と割当予定先との間の関係

人事関係 該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

<中略>

その中で、平成26年12月下旬に、当社代表取締役長倉統己が10年来の知人であった株式会社フロンティアグループ(東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 代表取締役 金子嘉徳)(以下「フロンティア社」という)代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業の成長性と収益性に興味があり、投資への関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、興味を持っていただいた結果、フロンティア社が投資への意思決定をおこなうことを前提として代表社員及び業務執行社員となり、中山明氏が代表を務める株式会社クラウド(京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明)、島崎由美子氏が代表を務める有限会社SUN WORLD(兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子)、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社(兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志)が社員となって、当面は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただき、エコ・ボンズの事業展開における資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、協議・交渉を行った結果、割当予定先の太陽光発電事業の成長性に投資を実施したい投資意欲と当社子会社であるエコ・ボンズの資金需要が合致したことから合意に至った次第であり、新株予約権という資金調達に100%保証されたものではないものの、エコ・ボンズの事業活動を早期に軌道に乗せることにより収益向上を図ることが、当社ひいては株主の皆様にとっても望ましいと判断したことにより、当社の基準に合致したエコ・キャピタル合同会社を割当予定先と選定いたしました。

g. 割当予定先の実態

<中略>

平成27年1月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業の成長性と収益性に興味があり、投資への関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、金子嘉徳氏の意向に賛同され興味を持っていただいた結果、金子嘉徳氏が代表を務めるフロンティア社とともに、中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏の各氏が代表を務める株式会社クラウド(京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明)、有限会社SUN WORLD(兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子)、西宮ソーラー発電合同会社(兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志)が社員となるエコ・キャピタル合同会社が設立されました。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について取締役会の判断の内容

< 中略 >

その中で、平成26年12月下旬に、当社代表取締役長倉統己が10年来の知人であった株式会社フロンティアグループ（東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 代表取締役 金子嘉徳）（以下「フロンティア社」という）代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業への投資に関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、興味を持っていただいた結果、フロンティア社が投資への意思決定をおこなうことを前提として代表社員及び業務執行社員となり、中山明氏が代表を務める株式会社クラウド（京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明）、島崎由美子氏が代表を務める有限会社SUN WORLD（兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子）、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社（兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志）が社員となって、当面は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただき、エコ・ボonzの事業展開における資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、協議・交渉を行った結果、割当予定先の太陽光発電事業の成長性に投資を実施したい投資意欲と当社会社であるエコ・ボonzの資金需要が合致したことから合意に至った次第であり、エコ・キャピタル合同会社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとっても望ましいと判断したことによるものであります。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3. 本件新株予約権の発行による割当先の選定の相当性について

< 中略 >

割当予定先と当社の関係は、当社代表取締役長倉統己が10年来の知人会ったフロンティア社代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業への投資に関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、各氏に興味を持ってもらった後、以下のとおり進んだとのことである。

(訂正後)

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

b. 提出者と割当予定先との関係

人事関係 主たる出資者である西宮ソーラー発電合同会社の代表社員である佐伯猛志氏は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズの代表取締役である奥田泰司の近親者であります。

社員(出資者)の西宮ソーラー発電合同会社の代表社員である佐伯猛志氏は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズの代表取締役である奥田泰司の近親者であり、当社の関連当事者に該当いたしません。

西宮ソーラー発電合同会社は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズの代表取締役である奥田泰司の近親者である佐伯猛志氏が議決権の過半数(100%)を自己の計算において所有している会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

c. 割当予定先の選定理由

<中略>

その中で、平成26年12月下旬に、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から合同会社の組成及び運営ができる人物の打診を受けた当社代表取締役長倉統己が、10年来の知人であった株式会社フロンティアグループ(東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 代表取締役 金子嘉徳)(以下「フロンティア社」という)代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、当社奥田氏から紹介された株式会社クラウド(京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明)、有限会社SUN WORLD(兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子)、西宮ソーラー発電合同会社(兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志)が社員となって、当社は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただき、エコ・ボンズの事業展開における資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、協議・交渉を行った結果、割当予定先の太陽光発電事業の成長性に投資を実施したい投資意欲と当社会社であるエコ・ボンズの資金需要が合致したことから合意に至った次第であり、新株予約権という資金調達が100%保証されたものではないものの、エコ・ボンズの事業活動を早期に軌道に乗せることにより収益向上を図ることが、当社ひいては株主の皆様にとっても望ましいと判断したことにより、当社の基準に合致したエコ・キャピタル合同会社を割当予定先と選定いたしました。

g. 割当予定先の実態

<中略>

平成27年1月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から紹介された株式会社クラウド(京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明)、有限会社SUN WORLD(兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子)、西宮ソーラー発電合同会社(兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志)が社員となるエコ・キャピタル合同会社が設立されました。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について取締役会の判断の内容

< 中略 >

その中で、平成26年12月下旬に、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から合同会社の組成及び運営ができる人物の打診を受けた当社代表取締役長倉統己が、10年来の知人であった株式会社フロンティアグループ（東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 代表取締役 金子嘉徳）（以下「フロンティア社」という）代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、当社奥田氏から紹介された株式会社クラウド（京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明）、有限会社SUN WORLD（兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子）、西宮ソーラー発電合同会社（兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志）が社員となって、当面は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただき、エコ・ボンズの事業展開における資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、協議・交渉を行った結果、割当予定先の太陽光発電事業の成長性に投資を実施したい投資意欲と当社子会社であるエコ・ボンズの資金需要が合致したことから合意に至った次第であり、エコ・キャピタル合同会社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとっても望ましいと判断したことによるものであります。

- (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3. 本件新株予約権の発行による割当先の選定の相当性について

< 中略 >

割当予定先と当社の関係は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から合同会社の組成及び運営ができる人物の打診を受けた当社代表取締役長倉統己が、10年来の知人であった株式会社フロンティアグループ（東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 代表取締役 金子嘉徳）（以下「フロンティア社」という）代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、当社奥田氏から紹介された株式会社クラウド（京都府長岡京市長岡二丁目14番2号 代表取締役 中山明）、有限会社SUN WORLD（兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 取締役 島崎由美子）、西宮ソーラー発電合同会社（兵庫県西宮市戸田町3番5号 代表社員 佐伯猛志）が社員となって、以下のとおり進んだとのことである。